

平成30年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：平成30年11月15日（木） 午後3時00分～午後3時30分

場 所：市役所13階 1301会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、松尾委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上7名（欠席：穴見委員、西田委員）

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

その他：情報政策課（星野課長、志岐課長補佐、平田）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

久留米市基幹系業務システムの再編事業に伴う各基幹系業務システムの導入・運用保守業務委託において、現行基幹系業務システムにて管理しているデータの分析及び新システムに移行する作業を、受託者が保有する開発拠点にて実施するため、受託者に個人情報を含む対象データをDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【総務部情報政策課】

—資料をもとに情報政策課から説明—

(A委員) データのオンライン結合を行っているのであれば、データをDVD等で渡す必要はないのではないか。

(事務局) 個人情報保護の手引き38ページにある通り、通信回線による結合のみならず、個人情報が記録された磁気テープ等を外部に提供することもオンライン結合等に該当する。

(B委員) 紙媒体でのやり取り以外はオンライン結合等の対象となるということか。

(事務局) その通り。

(A委員) すでに回線でデータのやり取りをしているわけではないのか。

(担当課) 基幹系業務システムについては現在外部との通信回線での結合は行っていない。そのため、記録媒体を用いて情報を提供する必要がある。

(B委員) 資料7ページの情報提供先となる業者はこれから入札で決まるのか。現在すでに決定しているのか。

(担当課) 資料掲載の業者はプロポーザル方式ですでに決定しているものである。

(C委員) 開発拠点が複数の業者があるが、何か理由があるのか。

(担当課) 作業の段取りやスケジュールを考慮して業者が希望しているもので、その作業場所が複数であったということである。

(C委員) 膨大なデータを扱うことになるが、移行はどのくらいの期間で行うものか。

(担当課) 業務システムごとに異なり、現行システムと新システムの構成によっても異なるが、資料にあるスケジュールの通りと考えている。

(B委員) これまで1つの業者社に委託していたものを、複数の業者に委託することとしたのは、業務の種類によって業者に得手不得手があるためか。

(担当課) 現在の契約が来年の12月末で満了するに当たり、現在契約している業者から、あまりにも業務範囲が広いため、一括での再契約はできないとの申出があった。また、一括契約であるために、業務ごとにより最適な業務システムを選ぶことができないという課題があった。そこで、しっかりとした共通基盤を作り、その上に入替可能な形で業務システムを載せる方法により、適切に運用できるようにしていくという考えのもとで業務システムの再編を進めることとした。

(B委員) 他の自治体も同じような形に変わりつつあるのか。

(担当課) 自治体によって異なる。小規模な自治体は一括契約が多いが、大規模な自治体は久留米市と同じような方法を取っているところが多い。

(D委員) 部署間で他のシステムの情報を参照したい場合には、業務システムの会社間でデータの受け渡しを行うことになるのか。

(担当課) 以前は個別に業務システム同士で調整をして、情報のやり取りを行っていた。今回の再編に当たっては、共通基盤を介して情報のやり取りを行う想定をしている。

(D委員) 共通基盤はすべての部署から参照できる形となるのか。

(担当課) その通り。

(D委員) 共通基盤に業務システムを載せるまでの過程で、業務システム間での情報の参照はできるのか。

(担当課) 今回はあくまでも各業務システム内で使う情報の提供であるので、業務システム間での参照はできない。共通基盤を介して情報を参照することはできるが、それは庁舎内の開発環境でしかできない。

(C委員) 大きな骨組みのようなものを作っているということか。

(担当課) 骨組みに値する共通基盤を並行して構築しているということである。

(B委員) 公益性の必要性について異論はない。個人の権利利益を侵害するおそれについては、問題となるのが受渡しや業者によるトラブルであるが、実施機関からの説明で相当な手当てをしていることが分かる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他（情報公開・個人情報保護審議会答申書の見直しについて）

—資料をもとに事務局から説明—

（D委員）見直し後も、委員から答申書案についての承認書を返送する形は変わらないのか。

（事務局）その通り。

（D委員）答申書を送付するまでの時間はどれぐらい短縮されるのか。

（事務局）これまでかかっていた時間の半分程度になると考える。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。